平成２８年（フ）第３６号
高知県四万十市中村東町１丁目４番13号
債務者　宇都宮睦栄
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第４５号
福岡県八女市大島149番地１　増永アパート９号
債務者　久保　弘樹
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第４６号
福岡県筑後市大字長浜1135番地
債務者　久保マサヱ
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第２７３号
大分県由布市湯布院町川上1140番地７　川上団地６－11
債務者　平野　勇樹
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２８６号
宮崎市学園木花台南３丁目８番地16
債務者　白井　智之
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３０５号
宮崎市生目台東４丁目４番地１　市営住宅191棟３号
債務者　笠井　　丹
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８５号
宮崎県小林市堤2383番地１　コーポウイング３号、前住所宮崎県小林市細野4295番地１
債務者　川畑　玲菜
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第８３号
鹿児島県霧島市横川町中ノ1400番地14　上新ハイツ３号棟463号室
債務者　今吉　辰徳
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
鹿児島県薩摩川内市中福良町4406番地７
債務者　井上　美奈
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第８６号
鹿児島県薩摩川内市平佐町844番地６
債務者　荒木　裕美
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
富山市布瀬町南１丁目３番地１　コンチネンタル布瀬Ⅰ401号
債務者　中川　克也
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５３号
富山市向新庄1254番地18
債務者　松森　宏美
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５５号
富山市水橋開発428番地
債務者　國分　寿人
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５７号
富山市中川原74番地　ドムス・コンドゥクターＡ棟101号
債務者　石黒　　仁
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５号
奈良県吉野郡大淀町大字馬佐499番地
債務者　福塚設計事務所こと　福塚　博義
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第２７８号
沖縄県島尻郡八重瀬町字屋宜原78番地３　ｃａｓａ　ｆｅｌｉｚ　201
債務者　野原　律子（旧姓速水）
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７３９３号
東京都杉並区上高井戸３丁目８－29－107
債務者　岩田　　智
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部